

# 墓碑等施設基準による承認願

姫路市長

様

令和 年 月 日

使用者	住所
	氏名 電話 ( ) -
根拠規定 姫路市霊苑墓碑等施設基準 第.....項	
墓碑等施設の位置 .....区 ..... B .....号	
承認を受けようとする事項 1. 霊標 2. 灯籠 3. 玉垣 4. 物置台 5. 塔婆立	

## 注意事項

1. かん木は、常に0.4 m以内（樹木の高さ及び直径）にせん定すること。
2. 石燈ろう、墓誌等が傾倒、沈下したことにより他人の物件に損害を与えた場合は、復旧に要する費用等全額負担すること。
3. 承認事項については、名古山霊苑管理事務所の指示に従うこと。